

平成27年10月28日

教育委員会第10回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第10回定例会記録

◇開会年月日 平成27年10月28日(水曜日) 午後 1時26分開会

午後 2時05分閉会

◇開催の場所 第3・第4議会委員会室

◇出席委員 4名

委員 長	阿部 邦英 君	委員	今井 多貴子 君
委員	窪木 好文 君	教育 長	境 直彦 君

◇欠席委員 1名

委員 (委員長職務代行者) 津嶋 ユウ 君

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	草刈 敏雄 君	事務局 次長	末永 秀夫 君
事務局 次長 (震災復興 担当)	太田 敏彦 君	教育総務課 長	佐々木 貞義 君
学校教育課 長	今泉 良正 君	学校推進 全長	伊藤 雄 君
学校管理課 長	三浦 司 君	生涯学習課 長	佐藤 徳郎 君
体育振興課 長	佐藤 敏彦 君	学校備 設室 長	高橋 正能 君

◇書記

教育総務課 課佐	石井 透公 君	教育総務課 幹	吉田 直也 君
教課長 補		教主	
教育総務	加藤 陽子 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

- ・スケート事故の和解及び損害賠償額の決定について
- ・交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

審議事項

- 第40号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 第41号議案 石巻市指定文化財の指定について
- 第42号議案 職員の処分について ※追加議案
- 第43号議案 職員の処分について ※追加議案
- 第44号議案 職員の人事について ※追加議案

その他

午後 1時26分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、ただいまから平成27年第10回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員は津嶋委員でございます。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、今井委員にお願いします。よろしくお願いたします。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） 本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が3件、審議事項が2件及びその他となっております。
それでは、まず一般事務報告に入ります。
教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、報告申し上げます。
始めに、今月、10月ですが、小学校では学習発表会、中学校では文化祭等が開催されている
ところでございます。

次に、昨日、文部科学省から平成26年度における児童・生徒の問題行動等に関する調査のい
じめについて、再調査結果が公表されました。それによりますと、小学校は12万2,721件、中
学校は5万2,969件、高等学校等は1万1,404件となりました。宮城県では、小学校が1万
4,532件で前年度より54件増、中学校が2,804件で63件増、高等学校等が278件で70件の減とな
っております。石巻市では、小学校が79件で32件の増、中学校が40件で前年度と同数となっ
ております。

また、宮城県が公表しております資料を配付させていただきました。

2ページ目をご覧いただきたいと思えます。

いじめの態様としてまとめられておりますが、全ての校種で冷やかしからい等が最も多
く、次いで軽くぶつかられたり、たたかれたりなど、それから仲間外れ、集団による無視とい
う順番になっております。

なお、石巻市の教育委員会としましては、来月、11月がいじめ防止月間として各学校で活動
することになっております。全校でのいじめ防止標語やメッセージ集の作成を通していじめに

対する理解や防止対策を児童・生徒が考え、いじめ防止につなげていきたいと考えております。

次に、訴訟関係ですが、大川小学校関係で来月、11月13日に裁判所による現地進行協議が行われる予定となっております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、ご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ次にまいります。

スケート事故の和解及び損害賠償額の決定について

○委員長（阿部邦英君） スケート事故の和解及び損害賠償額の決定について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） スケート事故の和解及び損害賠償額の決定についてご報告いたします。

本件は、平成25年12月11日午前10時35分ころ、石巻スケートセンターで開催された渡波小学校スケート教室において、当時の6年生女子児童が転倒し、前歯2本を損傷したものでございます。

被害児童の法定代理人親権者の父母が本市で加入している日本スポーツ振興センター災害共済給付金及び全国市長会学校災害賠償補償保険から提示された賠償額を不服として代理人弁護士を選任したことから、本市としましても代理人弁護士を選任し、代理人間で協議の結果、和解条項に謝罪と再発防止の文言を入れること、市が賠償金として相手方に56万4,520円を支払うことで、平成27年10月2日付けで示談が成立したものでございます。

なお、賠償金及び弁護士費用につきましては、本市で加入している学校災害賠償補償保険の幹事会社の全額負担となります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声あり）

交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

○委員長（阿部邦英君） では、なければ次に交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、

教育総務課長からお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは交通事故の和解及び損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

本件は、平成27年7月15日午後1時35分ころ、稲井中学校主任用務員が文書送達等の公務で宮城県東部教育事務所及び本市教育委員会へ向かうため、不動町2丁目、プレナミヤギ前の交差点に差しかけた際、信号が赤で停車寸前であったところ、プレナミヤギ脇の路地から出てきた小型トラックに衝突された交通事故であります。

加害車両の相手方及び被害車両の用務員には、特に身体に異常は見られませんでした。加害車両の前方フロントの左半分、用務員の被害車両は左側ドア部分を損傷いたしました。

今回の事故原因は、相手方が無理な運転により発生した衝突事故であることから、市側の過失割合を1割、相手方の過失割合を9割とし、市側は損害賠償として2万7,005円を相手方に支払い、相手方は市側の車両修理代38万5,200円を支払うこととなりますが、双方において負担額を相殺したことにより、相手方が市側に35万8,195円を支払うことで10月14日に示談が成立いたしました。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの教育総務課長からの報告について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） なければ次に審議事項に入ります。

第40号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○委員長（阿部邦英君） 第40号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いいたします。

○体育振興課長（佐藤敏彦君） 第40号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の1ページをご覧ください。

現在の委員の任期は、平成25年11月1日から27年10月31日までの2年間委嘱しております。10月31日で任期が満了することから、新たな委員を委嘱するものでございます。

委嘱につきましては、石巻市スポーツ推進審議会条例第3条において、審議会は20人以内の委員で組織し、委員は教育委員会が委嘱すると規定されておりますことから、1ページ及び2

ページに掲げております、石巻市スポーツ推進審議会委員候補者名簿にあります18名の委員の委嘱について承認をお願いするものであります。

なお、この18名の委員の選出区分につきましては、本条例第3条第2項第1号の規定による学識経験を有する者として3名、同じく第2号の体育関係団体の推薦する者として15名であります。このうち女性委員は5名で、全体の27.8%の割合となっております。

また、委員の任期につきましては、本条例第5条第1項により、2年となっておりますことから、平成27年11月1日から平成29年10月31日までとしております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第40号議案 石巻市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第40号議案については原案のとおり可決いたします。

第41号議案 石巻市指定文化財の指定について

○委員長（阿部邦英君） 続いて、第41号議案に入ります。石巻市指定文化財の指定についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（佐藤徳郎君） それでは、ただいま上程されました第41号議案 石巻市指定文化財の指定についてご説明申し上げますので、表紙番号1の3ページをご覧ください。

本案は、石巻市文化財保護条例第8条第1項第1号の規定に基づき、平成27年10月28日をもって別表の文化財を石巻市指定文化財に指定しようとするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げますので、まず本日配付いたしました別紙資料をご覧ください。

「石巻市指定文化財の指定について旧観慶丸商店」というタイトルの別紙資料でございます。このうち、まず（2）の経過及び今後の予定のうち、経過についてご説明申し上げます。

震災後、旧観慶丸商店の所有者より、当該建物を市のほうに寄附したいという相談がありました。それに基づきまして、平成25年3月に緊急の建物調査を実施しております。その結果、寄贈を受けても市のほうで改修して活用していけるという見通しが立ちましたので、平成25年10月に所有者法人、これは陶芸丸寿かんけい丸という法人名でございますが、そちらより建物について正式な寄附申し出がありまして、土地につきましては、建物が存続する限り無償でということで土地地上権の設定をしております。

平成26年2月には、耐震、構造補強、災害復旧工事に向けて調査設計業務を発注いたしました。

平成26年8月に構造補強、それから今後の活用等を審議していただくために、近代建築保存整備調査研究専門委員の委嘱をしております。これは東京大学の教授ほか学者の先生方、あるいは県の文化財行政担当者等6名で組織しております。その委員会において、かんけい丸の価値と保存について意見を伺った結果、昭和初期の木造3階建て店舗兼住宅として価値が高く、市指定文化財相当との意見をいただきました。

平成27年8月には、耐震、構造補強、災害復旧工事の実設計業務を発注しております。現在もこの業務を継続中でございます。

平成27年10月、先日、10月20日になりますけれども、市指定文化財について文化財保護委員に諮問しまして、文化財保護委員より答申をいただいております。

次のページをご覧ください。

こちらが答申書でございます。読み上げます。

平成27年10月20日。

石巻市教育委員会教育長、境直彦殿。

石巻市文化財保護委員。

石巻市指定文化財に指定することについて（答申）。

平成27年度第2回石巻市文化財保護委員会で諮問された旧観慶丸商店については、原案のとおり指定することについて差し支えありません。

この答申を受けまして、本日、本委員会に議案を上程するものでございます。

それでは、表紙番号1の4ページにお戻り願います。

こちらの別表を読み上げたいと思います。

文化財の名称、旧観慶丸商店。

文化財の種別、建造物。

文化財の所有者、石巻市。土地所有者、株式会社陶芸丸寿かんけい丸。

文化財の所在地、石巻市中央3丁目33番地5、71番地5、201番地、203番地。

指定年月日、本委員会の議決日になります。

指定する理由、旧観慶丸商店は、石巻で最初の百貨店として開業し、近年まで陶器店を営んできた店舗併用住宅である。店名は、所有者須田氏の先祖が廻船問屋の沖船頭をしていた船、「観慶丸」の名を由来とする。

店舗部は木造3階建てで、交差点に面した隅を大きく曲面にして丸窓や半円、くし型アーチ窓をつけ、全面タイル張りの外壁は洋風鉄筋コンクリートづくりを思わせる。陸屋根のパラペット部分は緑色のスペイン瓦ぶきである。内部は改装されているが、太い柱で大空間を構成する独特の工法を用い、一部に建築当時のままの姿を残している。

居住部は、木造2階建てで伝統的な工法による質の高い近代和風住宅の形式をとる。店舗部の東北側奥に居住部が延び、店舗部の北面と居住部の西面が窓もなくモルタルで塗り込められ、L字型の一体の建物となっている。また、居住部小屋裏から棟札が2種類発見され、施主須田幸一郎、大工棟梁須田栄三郎、昭和5年、1930年竣工であることが分かっている。

須田家は、明治初期の石巻商社設立において、頭取並みの一人であり、明治15年、1882年の「石巻見立・商人鑑」では、瀬戸物商として西の7番目に位置するなど有力商人であった。大正時代には、石巻の商業中心地の一画、裏町に店を構えており、裏町通りと立町通りが交差する現在地に移転後は、陶器のほか多品種を扱う百貨店を開業した。昭和14年、1939年には、営業収益税149円31銭を納める上位納税者である。

本建物は、店舗併用住宅の中でも看板建築に類型されると言える。通常の看板建築は通りに面する間口が狭く、建物前面を看板兼用の外壁仕立てにするのに対し、当建物は、角地の立地条件を生かし、店舗部分を肥大化させ、店舗併用住宅の進化系と言える貴重な建物である。木造建築ながら店舗外壁を全面タイル張りにし、店舗内部の柱を密にするのを避けて階高を高くした工法も他に類を見ない希少な建物と言える。

沖船頭から石巻初の百貨店へと成長し、近年まで営業を続けてきた近代日本の地方の商家の生業をよく示し、市民の誰もが知るランドマークとして、港町石巻の昭和初期の繁栄を示す象徴と言える建物である。港町石巻の歴史を語る上で欠くことのできない建物として、その価値が高いことから、石巻市指定文化財として指定し、保護、保存を図るものである。

次のページ、5ページ目が位置図でございます。

6ページが観慶丸の全体の写真でございます。

7ページが1階の平面図、8ページが2階の平面図、9ページが3階の平面図でございます。10ページが南側の立面図、11ページが西側から見た立面図、12ページが北側の立面図、13ページが東側の立面図でございます。

それでは、もう一度、先ほど説明しました別紙資料のほうをご覧願います。

今後の予定でございますけれども、本教育委員会におきまして、市指定文化財に指定の決定をいただきました後は、建築基準法の除外申請をする予定でございます。これは文化財として整備するために、現行の建築基準法では細かな規定がありまして、例えば内装を耐火材、不燃材にしなければならないとか、避難通路を広く設けなければならないなどの規制がありますので、そういった建築基準法の適用を除外の申請をするものでございます。文化財の補修工事につきましては、おおむねこのような建築基準法の除外を行っております。

その後、建物の現状変更の承認を申請して、承認をいただいた後は、11月末に実施設計を完了する予定でございます。

それを受けまして、平成28年1月には工事を発注いたしまして、工事期間が約1年、28年度末には完成し、開館の予定でございます。

(3)の開館後の活用方針でございますが、店舗部1階は受付、トイレ、企画展示スペースとして利用いたします。

店舗部2階は常設展示スペースとしまして、石巻市の歴史文化あるいは毛利コレクションの一部等を展示していきたいと考えております。

店舗部3階、居宅部につきましては、通常は非公開とする予定でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） この開館後の活用方針の中で受付があるということは、常時ここに人員配置をするということによろしいでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤徳郎君） 開館後は指定管理を検討しておりまして、受付の人員を常駐させたいと考えております。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 居住部分は通常非公開となっておりますが、先ほどの指定する理由の中に、木造2階建てで伝統的な工法による質の高い近代和風住宅の形式をとると書いてあるので、これは公開はできない理由は今どんなことが考えられて、店舗部3階、木造3階の意味のその3階も非公開になるということですので、あわせてどうして通常非公開なのかを教えてくださいたいと思います。

○委員長（阿部邦英君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤徳郎君） これは消防法によるもので、文化財に指定することによりまして建築基準法のほうはクリアできるんですけども、消防法ですと、木造3階建ての場合はきちんとした避難路を、階段を設けるとか、それから和風住宅部分、居住部分につきましても、きちんとした避難階段等を設けるといような規制がございますので、建築基準法の除外を申請するに当たりまして、建築指導課のほうからその書類の中に店舗部3階、居宅部は非公開ということであれば、その建築基準法の除外申請というのも許可できないというような話もありましたので、ただし絶対に見られないということではなくて、1回何人という制限をつけて、人がついて公開する分には大丈夫だということで、通常、常に公開するということではないですけれども、特別のイベント等の折には、今申し上げましたような方法で公開をしたいと考えております。

以上です。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、ないようでしたら、第41号議案 石巻市指定文化財の指定については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので、第41号議案については原案のとおり可決いたします。

日程追加について

○委員長（阿部邦英君） ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に職員の処分についてが2件及び職員の人事についてが1件追加して審議いただきたい旨、事務局から申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) それでは、職員の処分についてを第42号議案及び第43号議案、職員の人事についてを第44号議案として日程に追加いたします。

第42号議案 職員の処分について

第43号議案 職員の処分について

第44号議案 職員の人事について

○委員長(阿部邦英君) 委員の皆様にお諮りいたします。

第42号議案、第43号議案及び第44号議案につきましては人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) 異議がありませんので、第42号議案、第43号議案及び第44号議案は秘密会で審議することといたします。

○事務局(石井透公君) 委員及び関係説明員以外の方々は退席をお願いいたします。

(秘密会開催)

その他

○委員長(阿部邦英君) それでは、審議事項を終了して、その他に入ります。

始めに、委員方から何かございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(阿部邦英君) では、各課の課長方からありましたらお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(阿部邦英君) では、ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いします。

○事務局(石井透公君) 次回の11月の定例会につきましては、11月26日木曜日午後1時30分から開催する予定でございます。場所につきましては、本庁舎4階、庁議室で開催いたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長(阿部邦英君) では、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 2時05分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 今 井 多貴子